

H28.12.27 市告示311号 県道水田丸黒瀬線沿線を準工業地域から準住居地域に変更

第一種低層 住居専用			第一種 中高層 住居 専用	第二種 中高層 住居 専用	第一種 住居	第二種 住居	準住居	近隣商業		商業		準工業	工業	工業 専用	面積計
60/40	100/50	150/60	200/60	200/60	200/60	200/60	200/60	200/80	300/80	300/80	400/80	200/60	200/60	200/60	
73ha	114ha	14ha	170ha	11ha	475ha	40ha	43ha	67ha	34ha	19ha	132ha	132ha	51ha	21ha	1,396ha